

堺市公報 第401号	令和8年2月13日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市子ども・子育て支援施行規則の一部を改正する規則 【子ども青年局子育て支援部幼保政策課】	2
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部契約課】	17
○地域農業経営基盤強化促進計画の変更の案について 【産業振興局農政部農水産課】	18
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	19
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	19
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	20
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	20
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	23

○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 23

○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 24

## 規 則

堺市子ども・子育て支援施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月13日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第5号

### 堺市子ども・子育て支援施行規則の一部を改正する規則

堺市子ども・子育て支援施行規則（平成26年規則第76号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育・保育給付認定（変更・取消）申請（届出）書」を「教育・保育給付認定変更申請（届出）・取消事由届出書」に改める。

第9条第1項中「取消しの申請は、教育・保育給付認定（変更・取消）申請（届出）書」を「取消事由の届出は、教育・保育給付認定変更申請（届出）・取消事由届出書」に改め、同条第2項中「申請」を「届出」に改める。

第10条中「教育・保育給付認定（変更・取消）申請（届出）書」を「教育・保育給付認定変更申請（届出）・取消事由届出書」に改める。

第25条第1項中「取消しの申請は、施設等利用給付認定（変更・取消）申請（届出）書」を「取消事由の届出は、施設等利用給付認定（変更・取消事由）届出書」に改め、同条第2項中「申請」を「届出」に改める。

第26条中「施設等利用給付認定（変更・取消）申請（届出）書」を「施設等利用給付認定（変更・取消事由）届出書」に改める。

第28条第1項中「第44条第1項」を「第44条」に改める。

第29条を第36条とし、第28条の次に次の7条を加える。

（乳児等支援給付認定の申請）

第29条 保護者は、法第30条の15第1項に規定する乳児等支援給付認定を受けよう

とするときは、乳児等支援給付認定申請書（様式第29号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る保護者（以下この条において「申請者」という。）が乳児等支援給付認定保護者に該当すると認めるときは、乳児等支援給付認定を行い、法第30条の15第3項の規定により乳児等支援支給認定証（様式第30号）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、申請者が乳児等支援給付認定保護者に該当しないと認めるときは、乳児等支援給付認定申請却下通知書（様式第31号）により申請者に通知するものとする。

（乳児等支援給付認定の変更）

第30条 法第30条の17第1項の規定による届出は、乳児等支援給付認定変更届出書（様式第32号）により行わなければならない。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第31条 乳児等支援給付認定保護者からの乳児等支援給付認定の取消事由の届出は、乳児等支援給付認定取消事由届出書（様式第33号）により行わなければならない。

2 前項の規定による届出に基づく取消し及び法第30条の18第1項の規定による乳児等支援給付認定の取消しの通知は、乳児等支援給付認定取消通知書（様式第34号）により行うものとする。

（乳児等支援給付認定に係る申請内容の変更の届出）

第32条 府令第28条の26第1項の規定による申請内容の変更の届出は、乳児等支援給付認定変更届出書により行わなければならない。

（支給認定証の再交付）

第33条 府令第28条の27第1項の規定による乳児等支援支給認定証の再交付は、乳児等支援支給認定証再交付申請書（様式第35号）により行わなければならない。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の申請）

第34条 法第54条の2第2項に規定する確認に係る申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第36号）により行わなければならない。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の変更に係る申請等）

第35条 法第54条の3において準用する法第44条の規定による特定乳児等通園支援事業者（以下この条において「事業者」という。）に係る確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（様式第37号）により行わなければならない。

2 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定による事業者の変更に係る届出は、特定乳児等通園支援事業者名称等変更届出書（様式第38号）により行わなければならない。

3 法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定による利用定員の減少に係る届出は、特定乳児等通園支援事業者利用定員減少届出書（様式第39号）により行わ

なければならない。

様式第6号中「第8条関係」を「第8条、第9条、第10条関係」に、「教育・保育給付認定(変更・取消)申請(届出)書」を「教育・保育給付認定変更申請(届出)・取消事由届出書」に、「取消し」を「取消事由」に、「取消申請」を「取消事由の届出」に、「取消希望日」を「取消事由発生日」に、「取消理由」を「取消事由」に改める。

様式第7号中「取消申請」を「取消事由の届出」に改める。

様式第20号中「第25条関係」を「第25条、第26条関係」に、「施設等利用給付認定(変更・取消)申請(届出)書」を「施設等利用給付認定(変更・取消事由)届出書」に、「取消し)についての申請(届出)」を「取消事由)についての届出」に、「本申請(届出)書」を「本届出書」に、「取消申請」を「取消事由の届出」に、

「

取消理由	<input type="checkbox"/> 堺市外に転出 ⇒転出先住所(郵便番号 _____ ) <input type="checkbox"/> 家庭保育可 <input type="checkbox"/> その他( _____ )	を
取消希望日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	

」

「

取消事由	<input type="checkbox"/> 堺市外に転出 ⇒転出先住所(郵便番号 _____ ) <input type="checkbox"/> 家庭保育可 <input type="checkbox"/> その他( _____ )	に
取消事由発生日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	

」

改める。

様式第21号中「取消申請」を「取消事由の届出」に改める。

様式第28号の次に次の11様式を加える。

(次の11様式 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備行為)

- 2 令和8年4月1日以後の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)附則第4条第1項に規定する認定及び同法附則第5条第1項に規定する確認に関し必要な手続については、同日前においても、この規則による改正後の堺市子ども

も・子育て支援施行規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市子ども・子育て支援施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市子ども・子育て支援施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第29号（第29条関係）

乳児等支援給付認定申請書

年 月 日

堺市長 殿

【申請に当たって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の13において準用する同法第16条の規定に基づき、乳児等支援給付認定の審査並びに申請者又は同居親族の市町村民税課税状況及び生活保護法による被保護世帯に関する確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、乳児等支援給付認定又は乳児等支援給付費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、特定乳児等通園支援事業者（法第54条の2に規定する確認申請中の者を含む。）に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の20の規定に基づき、乳児等支援給付費は、認定を受けた保護者に代わり、特定乳児等通園支援事業者に支給される場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、乳児等支援給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）、同条第6項から第9項までに規定する地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）及び同条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- 特定乳児等通園支援事業の利用に係る乳児等支援給付費の請求及び受領の権限を、子ども・子育て支援法第30条の20の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に委任します。

以上のことに同意し、乳児等支援給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定に基づき、次のとおり乳児等支援給付に係る認定を申請します。

【該当箇所には「○」又は☑を記入してください。また必要な事項を記入してください。】  
 （注）年齢区分は、年4月1日時点の年齢で記入してください。

申請者 (保護者)	現住所	(郵便番号 - )					
	年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 上記と同じ。					
	年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 上記と同じ。					
	(フリガナ) 氏名		電話番号(市・施設からの問合せに利用します。)				
			自宅	-			
			携帯(申請者)	-			
区分	氏名	続柄	生年月日	E-mailアドレス			
申請子ども	(フリガナ)	本人	・ ・ 生	@			
				年齢区分			
				年4月1日時点	0歳	1歳	2歳
申請子どもと同居の方を全員記入してください。 (申請子どもの家族構成)	(フリガナ)		・ ・ 生	きょうだいの状況 (年4月1日時点で記入)			
	(フリガナ)		・ ・ 生	認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業(小規模保育・事業所内保育・家庭的保育)などに通っている場合は、施設名を記入			
	(フリガナ)		・ ・ 生				
	(フリガナ)		・ ・ 生				
	(フリガナ)		・ ・ 生				
	(フリガナ)		・ ・ 生				

様式第30号（第29条関係）

乳児等支援支給認定証

年 月 日

様

堺市長



子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定による乳児等支援給付認定の申請に基づき、次のとおり乳児等支援給付認定したことを証明します。

認定証番号		
保護者	氏名	
	生年月日	
	住所	
子ども	氏名	
	生年月日	
有効期間	なお、認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。	

注意

- 1 この支給認定証は、よく読んで大切に保管してください。
- 2 この支給認定証の記載事項に変更があったときは、堺市長にその旨を届け出てください。
- 3 この支給認定証を破損し、汚し、又は紛失したときは、堺市長に速やかに届け出て、再交付を受けてください。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この認定証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この認定証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第31号（第29条関係）

乳児等支援給付認定申請却下通知書

年 月 日

様

堺市長



先に申請のありました子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定による乳児等支援給付認定について、次の理由により却下することに決定したので通知します。

保 護 者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
却 下 の 理 由		

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第32号（第30条、第32条関係）

乳児等支援給付認定変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

市が、乳児等支援給付認定の変更に必要な世帯情報の  
 閲覧並びに市町村民税の課税状況（同一世帯者を含  
 む。）及び生活保護法による被保護世帯に関する調査を  
 行うことを承諾します。

また、本届出書に記載された事項について、事業者に  
 対して提供することを承諾します。

住所 \_\_\_\_\_

届出者 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の17第1項の規定及び子ども・子育て支援法施行規則第  
 28条の26第1項の規定による乳児等支援給付認定の変更について届け出ます。

保 護 者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
	保護者との続柄	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
	保護者との続柄	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
	保護者との続柄	
変 更 内 容 (氏・住所・電話番号・その他)		
変 更 理 由 (引越し・婚姻等・その他)		

様式第33号（第31条関係）

乳児等支援給付認定取消事由届出書

年 月 日

堺市長 殿

住所 \_\_\_\_\_  
 届出者 氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定による乳児等支援給付認定につき、次のとおり支援給付認定の取消事由に該当するため届け出ます。

保 護 者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
	保護者との続柄	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
	保護者との続柄	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
	保護者との続柄	
取 消 事 由 (引越し・入所・入園・その他)		

様式第34号（第31条関係）

乳児等支援給付認定取消通知書

年 月 日

様

堺市長



子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定による乳児等支援給付認定について、取消事由の届出又は同法第30条の18第1項の規定に基づき、次のとおり乳児等支援給付認定を取り消したので通知します。

認 定 証 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
有 効 期 間		
取 消 理 由		

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第35号 (第33条関係)

乳児等支援支給認定証再交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

住所 \_\_\_\_\_  
 申請者 氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定による乳児等支援給付認定につき、子ども・子育て支援法施行規則第28条の27第1項の規定に基づき、次のとおり支給認定証の再交付を申請します。

保 護 者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
	保護者との続柄	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
	保護者との続柄	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
	保護者との続柄	
申 請 理 由		

備考

- 1 支給認定証の紛失以外の場合は、お手持ちの支給認定証を添付してください。
- 2 支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを返還してください。

様式第36号 (第34条関係)

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

堺市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第2項に規定する特定乳児等通園支援事業者に係る確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	事業所名称			
	事業所所在地			
	フリガナ			
	法人等名称			
	主たる事務所の所在地・連絡先	(郵便番号 )		
		(ビルの名称等)		
		電話番号		
		E-mail アドレス		
	代表者の職名・氏名	職名		フリガナ
				氏名
	代表者の生年月日		代表就任年月日	
	代表者の住所・連絡先	(郵便番号 )		
(ビルの名称等)				
電話番号				
事業開始(予定)年 月 日				

様式第37号 (第35条関係)

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

年 月 日

堺市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条の規定により、特定乳児等通園支援事業について確認を受けた利用定員を増加したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	(郵便番号 )
	電話番号 :
	E-mail アドレス :

2 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更 (増加) 後の利用定員 (人)			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員を増加しようとする理由							
変更年月日		年 月 日					

様式第38号 (第35条関係)

特定乳児等通園支援事業者名称等変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_  
 届出者 名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

特定乳児等通園支援事業について確認を受けた内容を変更しましたので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	(郵便番号 )
	電話番号 :
	E-mailアドレス :
変更の内容	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

様式第39号（第35条関係）

特定乳児等通園支援事業者利用定員減少届出書

年 月 日

堺市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

特定乳児等通園支援事業について確認を受けた利用定員の減少をしますので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	(郵便番号 )
	電話番号 :
	E-mail アドレス :

2 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更(減少)後の利用定員 (人)			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員を減少しようとする理由							
利用定員を減少しようとする年月日		年 月 日					
現に利用している支給対象小学校就学前子どもに対する措置							

公 告

堺市公告第103号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
万崎建替公営住宅第二期建設工事 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部契約課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年12月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
堺土建・藤木組・橋爪工務店建設工事共同企業体  
代表構成員 堺土建株式会社 代表取締役 下川 好隆  
大阪府堺市西区宮下町12番1号  
他の構成員 株式会社藤木組 代表取締役 藤木 幸生  
大阪府堺市西区北条町2丁19番18号  
他の構成員 株式会社橋爪工務店 代表取締役 新後 修  
大阪府堺市北区新金岡町5丁6番503号
- 5 落札金額  
¥2,662,000,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和7年10月1日

~~~~~

#### 堺市公告第104号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、同条第7項の規定により、その案を次のとおり公告し、その関係図書を堺市産業振興局農政部農水産課において当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、堺市に意見書を提出することができる。

令和8年2月13日

堺市長 永藤英機

- 1 変更する地域計画の名称  
中区（陶器北地区圃場整備を除く）  
南区（鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く）  
美原区  
長峰地区圃場整備  
菅生地区
- 2 地域計画の変更の案  
別紙のとおり  
（「別紙」は、省略し、その内容を堺市ホームページ「地域計画について」  
（<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/oshirase/tiikikeikaku.html>）に掲載する。）
- 3 縦覧場所

堺市産業振興局農政部農水産課  
所在地 堺市堺区南瓦町3番1号  
連絡先 072-228-6971

4 縦覧期間

令和8年2月13日から同月27日まで  
(午前9時から午後5時30分まで)

~~~~~

堺市公告第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区百舌鳥本町一丁38番2及び38番34から38番39まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目1番10号  
株式会社東昌ホールディングス  
代表取締役 田中 亜渡夢

~~~~~

堺市公告第106号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番   | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和7年7月24日 | 堺宅地第P-377号 | 美原区阿弥 | 61番5 | 4.7       | 28.10     | 1         |

堺市公告第107号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和7年7月10日 | 堺宅地第P-378号 | 東区北野田 | 483番2 | 4.7       | 29.71     | 1         |

堺市公告第108号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名       | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和7年9月26日 | 堺宅地第P-379号 | 東区日置荘原寺町 | 237番1 | 4.7       | 38.14     | 1         |

堺市公告第109号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番       | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和7年9月18日 | 堺宅地第P-380号 | 東区北野田 | 553番1の一部 | 4.7       | 25.16     | 1         |

堺市公告第110号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名      | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|---------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和7年9月26日 | 堺宅地第P-381号 | 東区菩提町五丁 | 123番5 | 4.7       | 44.59     | 1         |

堺市公告第111号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和7年12月2日 | 堺宅地第P-382号 | 東区北野田 | 419番2 | 4.7       | 12.15     | 1         |

堺市公告第112号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名       | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|------------|------------|----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和7年12月18日 | 堺宅地第P-383号 | 西区浜寺元町五丁 | 575番2 | 4.7       | 30.35     | 1         |

堺市公告第113号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和7年12月5日 | 堺宅地第P-384号 | 東区北野田 | 483番8 | 4.7       | 26.81     | 1         |

堺市公告第114号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日 | 承認番号 | 地名 | 地番 | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-------|------|----|----|-----------|-----------|-----------|
|----|-------|------|----|----|-----------|-----------|-----------|

|    |           |            |        |                         |     |       |   |
|----|-----------|------------|--------|-------------------------|-----|-------|---|
| 廃止 | 令和7年12月1日 | 堺宅地第P-385号 | 中区深井北町 | 781番2、781番3及び950番14の各一部 | 4.0 | 39.75 | 1 |
|----|-----------|------------|--------|-------------------------|-----|-------|---|



堺市公告第115号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名         | 地番       | 幅員(M) | 延長(M) | 本数(本) |
|----|------------|------------|------------|----------|-------|-------|-------|
| 廃止 | 令和7年12月12日 | 堺宅地第P-386号 | 北区百舌鳥梅北町五丁 | 351番1の一部 | 4.0   | 10.51 | 1     |